

盛岡地方振興局長告示第79号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のおり届出があった。

平成21年11月13日

盛岡地方振興局長 望 月 正 彦

訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
0370101818	第二のわが家ヘルパー ステーション	盛岡市山岸四丁目18番19号	特定非営利活動法人 第二のわが家	平成21年11月30日